

福岡県公報

令和7年1月14日
第 563 号

目次

告示 (第16号-第18号)

- 情報通信の技術を利用して行う知事の所管する行政手続等 (情報政策課) 1
- 救急病院の認定 (医療指導課) 2
- 福岡県領収証紙売りさばき人の指定事項の変更 (会計管理局会計課) 2
- 公 告**
- 都市計画の図書の写しの縦覧 (都市計画課) 3
- 都市計画の図書の写しの縦覧 (都市計画課) 3
- 都市計画の図書の写しの縦覧 (都市計画課) 3
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 3
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 3
- 公安委員会**
- 福岡県行政手続条例に基づく意見公募手続 (警察本部生活保安課) 4

告 示

福岡県告示第16号

知事等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成16年福岡県規則第25号）第3条の規定に基づき、次のように情報通信の技術を利用して行う手続等の根拠となる法令又は条例等の名称及び条項、当該使用の開始日並びに対象手続を公示する。

令和7年1月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 情報通信の技術を利用して行う手続等のうち電子署名を要する申請等の根拠となる法令又は条例等の名称及び条項、当該使用の開始日並びに対象手続

手続等の根拠となる法令又は条例等の名称	条項	使用の開始日	対象手続
畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和3年法律第34号）	第3条第1項	令和7年3月31日	畜舎建築利用計画の認定申請

2 情報通信の技術を利用して行う手続等のうち電子署名を要しない申請等の根拠となる法令又は条例等の名称及び条項、当該使用の開始日並びに対象手続

手続等の根拠となる法令又は条例等の名称	条項	使用の開始日	対象手続
国土利用計画法（昭和49年法律第92号）	第23条第1項	令和7年3月1日	土地に関する権利の移転等の届出
国土利用計画法（昭和49年法律第92号）	第25条	令和7年3月1日	土地の利用目的に関する勧告に基づき講じた措置の報告
国土利用計画法（昭和49年法律第92号）	第25条、第27条の5第4項	令和7年3月1日	注視区域における土地売買等の契約に関する勧告に基づき講じた措置の報告
国土利用計画法（昭和49年法律第92号）	第25条、第27条の8第2項	令和7年3月1日	監視区域における土地売買等の契約に関する勧告に基づき講じた措置の報告
国土利用計画法（昭和49年法律第92号）	第27条の9	令和7年3月1日	監視区域における土地売買等の契約及び当該契約に係る土地利用についての報告
国土利用計画法（昭和49年法律第92号）	第25条、第31条第2項	令和7年3月1日	遊休土地の利用又は処分に関する勧告に基づき講じた措置の報告
畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和3年法律第34号）	第4条第1項	令和7年3月31日	畜舎建築利用計画の変更認定申請
畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和3年法律第34号）	第4条第2項	令和7年3月31日	畜舎建築利用計画の軽微な変更に係る届出

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和 3 年法律第 34 号）	第 6 条第 1 項	令和 7 年 3 月 31 日	認定畜舎等の建築等工事完了の届出
畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和 3 年法律第 34 号）	第 6 条第 2 項 ただし書	令和 7 年 3 月 31 日	認定畜舎等の仮使用認定申請
畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和 3 年法律第 34 号）	第 9 条第 2 項	令和 7 年 3 月 31 日	認定計画実施者の相続の届出
畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和 3 年法律第 34 号）	第 10 条第 1 項	令和 7 年 3 月 31 日	認定畜舎等の譲渡及び譲受けの認可申請
畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和 3 年法律第 34 号）	第 10 条第 2 項	令和 7 年 3 月 31 日	認定計画実施者の合併認可申請
畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和 3 年法律第 34 号）	第 10 条第 3 項	令和 7 年 3 月 31 日	認定計画実施者の分割認可申請
畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和 3 年法律第 34 号）	第 11 条第 1 項	令和 7 年 3 月 31 日	認定計画実施者の解散の届出
畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和 3 年法律第 34 号）	第 13 条第 1 項	令和 7 年 3 月 31 日	認定畜舎等の利用状況報告
畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和 3 年法律第 34 号）	第 13 条第 2 項	令和 7 年 3 月 31 日	認定畜舎等の滅失の届出
畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則（令和 3 年農林水産省・国土交通省令第 6 号）	第 48 条第 2 項	令和 7 年 3 月 31 日	畜舎等の敷地に係る接道の認定申請
福岡県畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行細則（令和 4 年福岡県規則第 17 号）	第 7 条	令和 7 年 3 月 31 日	畜舎建築利用計画の認定申請等の取下げ
福岡県畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行細則（令和 4 年福岡県規則第 17 号）	第 10 条	令和 7 年 3 月 31 日	認定畜舎建築利用計画に基づく畜舎等の建築等の取りやめの届出

福岡県告示第 17 号

救急病院等を定める省令（昭和 39 年厚生省令第 8 号）第 1 条第 1 項に規定する救急病

院を次のように認定したので、同令第 2 条第 1 項の規定により告示する。

令和 7 年 1 月 14 日

福岡県知事 服部 誠太郎

病院の名称	所在地	有効期間
地方独立行政法人くらて病院	鞍手郡鞍手町大字小牧 2226 番 2	令和 6 年 10 月 1 日から 令和 9 年 9 月 30 日まで
医療法人秋桜会新中間病院	中間市通谷一丁目 36 番 1 号	令和 6 年 11 月 10 日から 令和 9 年 11 月 9 日まで
医療法人八女発心会姫野病院	八女郡広川町大字新代 2316 番地	令和 6 年 12 月 1 日から 令和 9 年 11 月 30 日まで
医療法人繁桜会馬場病院	八女郡広川町大字新代 1389 番地 409	

福岡県告示第 18 号

次のように福岡県領収証紙の売りさばき人の指定事項を変更したので告示する。

令和 7 年 1 月 14 日

福岡県知事 服部 誠太郎

新旧事項	売りさばき人証番号	売りさばき人の住所及び名称	売りさばき所	変更年月日
新事項	550	福岡市博多区住吉 1-2-25 株式会社エイジェック 福岡オフィス	福岡市南区花畑四丁目 7 番 1 号 福岡自動車運転免許試験場内 北九州市小倉南区日の出町二丁目 4-1 北九州自動車運転免許試験場内 飯塚市鶴三緒 1518-1 筑豊自動車運転免許試験場内 筑後市大字久富 1135-2 筑後自動車運転免許試験場内 福岡市博多区千代一丁目 20-31 福岡県千代合同庁舎 2 階 千代優良運転者免許更新センター内	令和 6 年 12 月 16 日

旧事項	550	福岡市博多区住吉 1 - 2 - 25 株式会社エイジェック 福岡オフィス	福岡市南区花畑四丁目 7 番 1 号 福岡自動車運転免許試 験場内 北九州市小倉南区日の 出町二丁目 4 - 1 北九州自動車運転免許 試験場内 飯塚市鶴三緒1518 - 1 筑豊自動車運転免許試 験場内 筑後市大字久富1135 - 2 筑後自動車運転免許試 験場内 福岡市中央区渡辺通一 丁目 1 - 1 渡辺通優良運転者免許 更新センター内
-----	-----	---	--

公 告

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により糸島市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和 7 年 1 月 14 日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡広域都市計画用途地域の変更（令和 6 年12月17日糸島市告示第283号）

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により糸島市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和 7 年 1 月 14 日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡広域都市計画地区計画の決定（令和 6 年12月17日糸島市告示第284号）

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により福岡市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和 7 年 1 月 14 日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡広域都市計画汚物処理場の変更（令和 6 年12月19日福岡市告示第286号）

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和 7 年 1 月 14 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
太宰府市向佐野二丁目43番 1 から43番10まで及び52番 1 から52番 7 まで
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
福岡市西区室見が丘二丁目 4 番 7 号
株式会社トータテ都市開発九州
代表取締役 川西 亮平

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和 7 年 1 月 14 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
糟屋郡新宮町大字下府字梶取1202番 1 、字上り口1213番 2 並びに字日ノ下1265番 1 並びにこれらの区域内の道路・水路である町有地の一部

- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
株式会社コスモス薬品
代表取締役 横山 英昭

公安委員会

福岡県公安委員会告示第321号

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第1項の規定に基づき、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第11条第5項に基づく猟銃若しくは空気銃若しくはクロスボウの所持許可の取消し又は当該許可を一部の用途が当該許可に含まれないものに変更することに係る処分基準（案）について、次のとおり意見を募集する。

令和7年1月14日

福岡県公安委員会

- 1 意見募集期間
令和7年1月9日から同年2月8日まで
- 2 概要、受付方法等
関連資料については、福岡県警察ホームページ（<https://www.police.pref.fukuoka.jp/>）に掲載するほか、福岡県警察本部生活安全部生活保安課に備え置く。